

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市町の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市町にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 2万5千円

3. 支給対象者

香川県内に在住する父母等で①②の両方に当てはまる方

令和4年9月30日時点で

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間
にある児童（障害児の場合、20歳未満）
を養育している方

（※ 令和5年1月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

- ② {
- 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方
または
 - 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、別途給付金を支給予定又は支給済みです。（一部、申請が必要な方を除く。）

！ “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに県・市町（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町や最寄りの警察署にご連絡ください。